

近世史料所在情報体系化試論

山田哲好

本稿の課題

(一) 近世史料目録の調査・収集

- (1) 情報収集
- (2) 調査
- (3) 収集
- (4) 整理

(二) 近世史料所蔵者別全国一覧の作成

- (1) 採録の範囲
- (2) データ(基本)カードの作成
- (3) 副出カードの作成
- (4) カードの配列
- (5) 今後の課題

本稿の課題

近世史の研究にとって不可欠なことは、まず史料の所在を確認し、目録等により個々の史料を検出することである。周知のことであるが、とりわけ近世史料に限ってはその量が膨大であることから、全国に及ぶ所在情報を体系化する作業が未だ進められていないのが現状である。

去年、当館では文部省史料館として創設以来、三〇年を迎えるに至った。この間、地方史誌関係図書と近世史料目録類(郷土資料・行政資料等の目録も含む)の充実に努めてきたわけであるが、特に目録類に限っては、昭和四十五年から全国的な規模でその収集に努めてきた結果、関係諸機関・各位のご協力により現在かなりの量を蓄積するに至

った。

そこで、本稿ではこれらの目録に収録されている所蔵者一件ごとのデータカードを作成し、全国に及ぶ近世史料の所在に関する情報を体系的に整理し、その全体の閲覧検出を可能にして研究者の利便に応じるための基礎作業についての一試論を述べようとするものである。

二 近世史料目録の調査・収集

(1) 情報収集

近世史料目録（以下、目録と略す）の収集は決して容易なことではない。それは、目録の発行者が地方史誌編纂室をはじめ、史料保存機関、図書館、あるいは大学の研究室や研究会、さらに各地の研究団体や個人というように多様であることに起因する。戦後の地方史誌編纂事業は、その実体を把握することすら困難なほど急速に進められ、特に昭和四十五年以降は、地方自治体が当時の政治的・経済的諸条件を背景として一層活発化した。その編纂事業の最近の進行過程は、まず当該地域の史（資）料の所在調査を行ない、その目録を作成し、史（資）料集（編）を刊行し、最後に通史編を刊行するというような方針がパターン化しつつある。したがって目録の数で中心を占める地方史誌編纂事業の動向と共に目録刊行の情報をまずもって収集しなければならない。それには現在進行中の県史編纂室で発行されている「県史研究」といった全県を包括する逐次刊行物が情報源として活用できる。これらの中には、県内に関する文献目録や地方史誌編纂動向が収録されている。また、各地の研究団体が発行する逐次刊行物の中にも詳しい情

報が収録されている場合もある。しかしながら地方史誌編纂過程において目録が作成されているながら確認することができない所謂「内部資料」の目録は相当な数にのぼるであろう。編纂事業が終了となるに及んで公開される場合もあるが、「内部資料」という性格上、諸般の事情でそのまま未公開にされてしまう事例も少なくない。折角目録として作成されながら公表されないのは残念であるが、やむを得ない。これらの目録の収集は、編纂事業終了後のご好意にすぎない以外にない。去年、「神奈川県史 別編2 資料所在目録」が刊行されたことは注目すべきであろう。とりわけ近世の部では、昭和四十二年以降県内の悉皆調査を行なった成果に基づき（その成果は「神奈川県史資料所在目録」・既刊五二集）、県内二四三〇件（史料保存機関、図書館等は一件とした）、県外七五件（前に同じ）の計二五〇五件について、所蔵者別にその概要が収録されている（但、県内の市町村史編纂の史料目録からの収録も含む）。さらに、「神奈川県史 資料編」の近世に関する既刊八冊に収録された史料について巻数次と史料番号を明示してある。前述したように、目録が作成されていなかったり、あるいは「内部資料」という制約も多いなかで、神奈川県史の場合、一五年間に及ぶ所在調査を行ない、目録として五二冊を刊行されたことはもとより、さらに県史本編の別編という形で単独に編集刊行されたのは、管見の限り県史としては全国でも初めてのことで高く評価されるべきであろう（尚、現在編纂中の「新潟県史」の場合も、別編全三巻のうちの一冊が資料所在目録に当てられる予定）。

史料保存機関が発行する目録は、当館との関連機関であることから幸いかなり収集されているが、市町村立図書館、大学、各地の研究団体、さらに個人となると、その情報を把握することすら困難である。そのためには、歴史一般の逐次刊行物、新聞、出版年鑑、県（都道府）立図書館等で刊行される県（都道府）内出版物目録や郷土資料蔵書目録、さらに国立国会図書館発行の「納本週報」等から情報収集が必要である。

前述したように目録は発行者が多様であるだけでなく、発行形態もまた多様である。地方史誌編纂の場合は、史

(資) 料編の中に収録されていたり、「調査報告書」等のシリーズ中に独立の一冊として、あるいは他の報告とともに収録されていることもある。また、地方自治体(たとえば教育委員会)が発行する「文化財調査報告書」シリーズ中の教冊、あるいは一部に収録されていることもある。さらに史料保存機関、博物館、大学、地方史誌編纂室、各地の研究団体等で発行する逐次刊行物の中に収録されている場合もある。以上述べたことが目録刊行情報の収集について留意すべき点であろう。

② 調 査

戦後の混乱期、地方史料の散逸事情が甚だしかった最中、昭和二十三年から二十七年まで、文部省科学研究費総合研究として全国的な史料所在調査が行なわれた。その結果は、「近世庶民史料所在目録」(日本学術振興会・昭和二十七年・三冊)として刊行された(本書について「史学雑誌」第六四編第三号の金井圓氏の書評を参照されたい)。因みに各地方ごとの内訳は、北海道地方一四三件、東北地方六三九件、関東地方四二七件、中部地方一八一七件、近畿地方四〇一件、中国地方三一五件、四国地方二九一件、九州地方三九六件で、合計四四二九件が収録されている。全国の一件ごとの目録原簿は、当館と京都大学が所蔵するほか、各地方別にも分散保管されている(詳細は前掲書、特に第二輯を参照されたい)。この原簿を当館では現在でも閲覧に供しているが、実際に史料に当たられる場合は、かなりの年月を経過しているために所蔵関係の移動や行政区画の変更等で様々な障害があることは否めない。しかしながら戦後の間もない時期に全国に及ぶ組織的な史料所在調査を実施したことは、戦後の地方史料保存運動に先鞭をつけたこととして高く評価しなければならないであろう。

この近世庶民史料所在調査を引継ぐ形式で、当館が昭和二十八年から四十一年まで近世史料の所在調査を行なっ

た。これは当館における重要任務の一環として、各県一名ずつに依頼した地方調査員によって行なわれたもので、この調査結果は「近世史料調査概要」(昭和四十六年刊)にまとめられ、四一一件が収録されている。各地方の内訳は、北海道地方六件、東北地方四九件、関東地方八九件、中部地方四五件、近畿地方七五件、中国地方五七件、四国地方二〇件、九州地方九件の三五〇件で、このほか六一件は前掲の「近世庶民史料所在目録」に脱漏の分を収録したものである。言うまでもなく一件ごとの詳細な目録は現在でも閲覧に供してはいるが、その調査方法や対象地の設定に関しては、当時の諸般の事情により不合理な面もあったことは否めない(「文部省史料館報」第五号参照)。

地方誌編纂事業がとりわけ盛んになった頃、昭和四十五年、近世史料目録の調査を行なった。これは、右に述べた地方調査員による所在調査法が、予算等の制約のため思うように活動できず、その実情に対する反省から出発したものである(詳細は「文部省史料館報」第一二号参照)。その具体的計画は、目録の全国的・体系的収集整備を行なう前提作業として、既調査に属する目録の全国的所在を予備的に確認しておく必要があるとの趣旨で、各都道府県立の中央図書館、文書館などに調査を依頼した。その予備調査の方法は次の通りである。

(Ⅲ) 当史料館が現在所蔵している当該県(都道府)内所在近世史料目録一覽「別紙Ⅰ」を参照のうえ、この記載以外になお当該県(都道府)内に近世史料目録(刊行・稿本とも)がある場合には、「別紙Ⅱ」の調査票にこれを記入のうえ当該史料館に返送をお願いする。

(Ⅱ) 「別紙Ⅰ」は「文部省史料館所蔵〇〇県(都道府)近世史料目録一覽」の表題をもち、文書所在地・文書目録名・目録作成者・作成年次・目録所蔵者・同所在地・刊本稿本の別・冊数・備考などの項目に当該事項が記入されている。

(Ⅲ) 「別紙Ⅱ」は「〇〇県(都道府)所在近世史料目録調査票」の表題をもち、各項目は「別紙Ⅰ」と同様である。

右に明らかなように、アンケート調査ではあるが、当館が既に収集した目録の情報を明示することによって、掠奪的調査とならないよう配慮したものである。この結果（「史料館報」第一八・二二号参照）、関係諸機関のご理解とご協力によりかなりの成果をあげることができた。当時、当館所蔵の近世史料目録は五七〇タイトル、回答頂いたものがこの他に五四六タイトル、このうち「日本地方史誌目録総覧」（国立国会図書館・昭和四十五年十二月末現在分を収録）に未収録のものが三三三タイトルであった。このことは、目録作成に関する情報は、前述したようにその把握がいかに困難であるかを我々に示してくれるものであろう。この回答に基き、目録の在庫調査、関係諸機関との連絡、昭和四十六年以降の目録調査票の送付、複写、あるいは特別貸出許可の事務調整など、格別のご高配を得てかなりの量を収集することができた。

昭和四十五年の既調査目録の調査に続いて、未調査史料の所在調査が昭和四十九年から開始されて現在に至っている。この調査は、地元の方々を中心に当館からもそれに協力するかたちで行なっている。現在のところ年二ヶ所程度しか実施していないが、史料の地元での保存管理という理想的な運動が定着してきた現状を踏まえて、今後はこのような調査の充実が図られねばならない。調査報告は「史料館報」誌上で紹介し、調査目録は公開しているが、さらに改善を図りたい。

昭和五十五年からは、各県（都道府）内の中央図書館、大学、史料保存機関等への目録調査を年四、五県に行なってきたている。

③ 収 集

前述した既調査目録の情報に基き、寄贈依頼、または購入により収集する。発行後、かなりの年数を経過したもの

や、ことに孔版で報告書をかねた形の目録はコピー、あるいはマイクロ撮影（利用は紙焼製本）による収集に頼らざるを得なく、その事務手続きや収集後の整理等で双方に労多いのが難点である。しかも単年度に同一機関に対して目録調査と収集を行なうのは、予算計上、その他事務手続き等で困難を伴うので、目録調査は少なくとも一ケ年程度の事前調査を行なう必要がある。

(4) 整理

当館の蔵書は、館の目的と性格上、地方史誌類がかなりの割合を占める。この地方史誌類は、一般図書と同じくN・D・C（日本十進分類法）に準拠してそれぞれの地方（都道府県）に分類し、それをさらに内容によって区分している。その概略を示すと、目録類（図書館の蔵書目録や文献目録等の一切の目録を含む、二〇六三タイトル）昭和五十七年三月末現在、以下同じ）、県史（一四七タイトル）、郡史（三七八タイトル）、市史（七五五タイトル）、町村史（一四二二タイトル）、叢書（一〇九タイトル）、史（資）料集（九四一タイトル）、文化財関係（六一二タイトル）となる。このうち目録類に限っては、基本は書名カードとし、発行地を基準にして各都道府県別に分類している。この基本（書名）カードの他に、編者別、所蔵者（機関）別のカードを作成している。これは、特に史料目録の場合、発行者が様々であることと、史料所蔵者と目録発行者の地域が異なる場合も多いことから、多様な検索の利便に応じるためである。

昭和五十五年、「史料館所蔵目録一覧〔近世史料・郷土資料の部〕」を刊行した。これは当館が昭和五十四年十月末現在所蔵する目録類のうち、近世史料、郷土資料、行政資料に関する約一〇五〇タイトルの目録を収録したものである。内訳は、近世史料目録約七〇〇タイトル（約一五〇〇冊）、郷土資料目録約三〇〇タイトル（約四五〇冊）、行政

資料目録約五〇タイトル（約一五〇冊）の計約一〇五〇タイトル（約二一〇〇冊）である。史料目録が調査や研究にとって不可欠であることは言うまでもなく、それらを一覧できる「目録の目録」を提供しようとしたものである。この種の目録に関する情報が少ない現在、できるだけ多くの書名を収録することも考えられたが、何よりも情報の正確性を第一義とし、編集にあたっては、当館が所蔵しているものに限定して、書誌事項の正確を期した。また、シリーズの場合も一冊ごとに頁数を示し、頁付のないものは枚数を記して史料の概量をはかれるよう考慮するなど、索引の編成を含めて利用の便宜のためできる限り努力した。しかしながら目録の発行地を基準として都道府県別に書名を排列したために、発行者と史料の現蔵地や旧蔵地が異なる場合は検索が困難となった。これは書名の関連地域への副出によって解消することができるが、徹底させるには一冊に数地方の史料を収録してある採訪目録等の内容を調査しなければならず、すべて省略したので利用への配慮を欠く結果となってしまった。この目録一覧刊行以後の増加は、史料目録が約三五〇タイトル、郷土資料目録が約八〇タイトル、行政資料目録が約二〇タイトルで、総計一五〇タイトル（約三〇〇冊）所蔵するに至った。これら増加分と、地方史誌類、報告書類、逐次刊行物等に収録されている目録を含めて、いずれ増補、または続編としてまとめねばならないと考えている。また、目録類は、孔版のものや概して装訂の悪いものが多いため、閲覧利用に依じての補修製本もかなり進めている（これらの目録類は、増加分を含めて閲覧公開されている）。

（二）近世史料所蔵者別全国一覧の作成

前述したように史料目録を調査・収集・整理する目的は、各地に散在する史料の所在を把握することにあり、また

最近研究が進められつつある近世史料の古文書学的研究にとっても基礎的作業として位置づけられよう。そのために全国に及ぶ史料所蔵者の一件ごとのデータ（基本）カードを作成するなら、各自が希望する史料の所在を検出することが可能となるであろう。このデータカードが完成すれば、近世史料の所在に関するデータバンク的役割を果すことができよう。しかし、この作業は簡単に完了するのではなく、常に追加される新情報を受入れるように永続されなければならない。さらに今後、いかなる利用にも対応できるようにデータカードの作成には、採録の範囲やカードの記載事項等にも様々な問題がある。以下、それらの点について述べることにする。

II 採録の範囲

近世史料の所在とその目録に類するものであれば、体裁の如何に拘らず採録するという原則は当然過ぎる可言えよう。しかし、実際にそれらの目録を探し出すには、いくつかの方法を併用しなければならない。書名によって目録であることが明瞭な場合は問題ないが、それが単行本でなくシリーズ本や逐次刊行物に収録されている例の多いことは前述の通りで（現在、約七六〇件を確認している）、なかにはバックナンバーそのものが入手できず見逃してしまいうことも稀ではない。地方史誌類や文化財調査報告書にも目を配らねばならないことも前述した。また、図書館の蔵書目録（特に郷土資料編）には多くの史料が収録されているが、目録中での史料の取扱いは一定ではない。所謂郷土関係の図書と混在させてある型の目録の場合は、全頁にわたって内容を調査しなければならぬ。さらに見落され易いのは史料紹介の形式をとった目録である。紹介論文のついでに、関連の史料目録を付載したような場合で、研究雑誌などに出ることが多いが、論題には目録のことは一切ふれていないので発見しにくい。一方では、採録すべき目録そのものの内容にも問題がある。それは一冊の目録中に数件の史料を収録する際、所蔵者別（家別、あるいは村別）にし

ないで各分類項目に混在させてある場合、それぞれの項目から新蔵者別ごとに集約しなければ一史料群としての全体を把握できない。つまり「検地帳」から「名寄帳」を作る作業をしなければならないような目録もあるので、そう簡単ではない。

② データ（基本）カードの作成

データカードは次頁の通りである。以下、記入順にしたがって説明することにしよう。

①所在地 史料所蔵者（機関・団体を含む、以下同じ）の現住所を記入する。その場合、現行の行政区画を基準とするため、その変更があることに修正していかなければならない。例えば、「近世庶民史料所在目録」については、調査以来かなりの年月を経過しているため、約八割に及ぶ修正が必要で、その作業に数ヶ月を要した。

②所蔵者 史料の現蔵者を記入する。史料保存機関の場合、収蔵史料が所蔵か受託であるかに拘らず一史料群ごとにカード化する。また、寺社については、寺社名と氏名が明記されている場合は、両者併記して検索の便を図っている。

③職業 現蔵者の職業を記入するが、出典となる目録にかなり詳しい解説がある場合は明記されているが、大半は記載がない。

④旧地名 出典に明記されている場合は、それを採用する。明記されていない場合は史料一点ごとの表題、差出者、受取者の項の村名などを手掛りに、例えば、量が最も多い村方文書の場合は、村明細帳や検地帳等の表題から推定して記入する。

⑤旧支配 原則として出典に明記されている場合に限り採用する。明記されていない場合は、調査に労力を要す

る割に正確を期し難いので大半は空白にしてある。例えば、関東領域の特色である相給知行型態の場合や、領主変遷が目まぐるしい場合、領主の確定や当該史料の年代との照合等を行なわなければならない。したがって、出典に明記されていない場合は、一般的に幕末から明治にかけての年代の史料が多いので、年代の最大公約数を考えるなら「旧高旧領取調帳」に準拠することも一案であるが、相給知行の問題は依然として解決できない。

⑥ 旧身分・旧職業 出典明示分のみ記入する。

⑦ 年代 史料の上限・下限を明記する。この場合、出典に明記されてあっても個々の史料の年代表示で修正する。大量の史料の場合の年代確定は熟覧の上、記入するが、年未詳については一切考慮していない。

⑧ 数量 点数・件数を記入する。公・私・編著の区別について、これは「近世庶民史料所在目録」作成時の記述方式であって、現在は区別していない。史料が大量の場合は点数を合算しなければならないので、約何点・件と記入する。これは、出典となる目録の作成方法に精粗の差があるためで、例えば「証文類 多額」、「明治期 多数」といった記載がある。

⑨ 内容 史料の内容説明(解題)が明示されている場合は、そのまま記入する。但し、解題のように長文のものは抄録とする。史料保存機関等で収蔵する史料の場合は、一史料群ごとにカード化するため、その文書名をまず記入し、どのように副出カード(後述)を作成したかを明記し、その後内容を記入する。一史料群の量が五件以内の場合は、一点ごとの文書表題と年代を記入し、出典の目録を確認しなくても内容を把握できるようにする。

⑩ 所蔵関係 旧蔵・収蔵・蒐集・購入・受贈・受託・寄託等を出典に明記されている場合に限り記入する。

⑪ 保存状況 出典明記に限り記入する。

⑫ 利用状況 出典明記に限り当該史料が利用されている文献名を記入する。

⑬ 出典 収録されている目録の書名と巻次を記入する。逐次刊行物を出典としている場合は、そのタイトル名と巻次を記入し、副タイトル（例えば、某家文書目録）は⑭の内容の項の最初に記す。

⑭ 分類記号 出典の当館における分類記号を記入する。

⑮ 調査年月日 出典に明記されている場合はそのまま記入し、明記されていない場合は出典の発行年を記入する。

⑯ 調査者住所氏名 ⑰の出典書名で調査者が明らかかな場合（例えば、地方史誌編纂関係や史料保存機関等で発行した目録）は省略する。出典の発行者と調査者が異なる場合は記入し、さらに出典の書名（書名が一般的な「史料目録」であるとか、逐次刊行物のタイトル名等）からでは調査者が、不明な場合は記入する。

③ 副出カードの作成

以上述べたデータ（基本）カードは、現在の所蔵者（機関）を基準に作成しているので、所蔵関係の移動があった場合には史料の所在検索には応じられない。例えば、当館のような史料保存機関の場合、所蔵（受託も含む）している史料三五〇件について、個々の史料群のデータカードは当館の住所と館名で作成してあるから、史料群の旧地名によって史料を検索できないことになる。これをカバーするために副出カードを作成して個々の史料群の旧蔵地へ地域副出を行なう。受託史料の場合には、史料の旧蔵地と寄託者の現住所、さらに史料の現蔵地として受託者住所と三ヶ所に副出する必要がある。言うまでもなくデータカードは現蔵地で採る。つまり、個々の史料群としては現蔵地と旧蔵地との二枚ないし三枚のカードを作成し、それぞれに所蔵関係の移動等を明記することによって、史料の所在をどの面からでも検索できるようになるわけである。この副出カードの作成は、データカードの配列（後述するが、すべて現行行政区画順）に準ずるため、旧地名と現地名が出典に明記されている場合は容易であるが、昨今の地名の大

幅な変更により、歴史的意味のある地名が急速に失われつつある現状では、旧地名だけを手掛りに現地名に修正する作業はなかなか容易ではない。一般的に旧村名は、現在は大字として残っているが、同一大字名が上・中・下、東・西・南・北などに分かれている場合、あるいは、字名として全く残っていない場合等確定できないものもあり、その時には上・中・下等を省略して作成せざるを得ない。

地方史誌編纂関係の目録には、当該市区町村の関係史料として他の地域に所在する目録が収録されている場合がある。これらについては、当該地域の旧地名から現地名を確定できる場合は問題ないが、全域に拘わる場合の副出カードは当該都道府県市区町村名だけで作成する。

大名文書、例えば当館で所蔵している弘前藩津軽家文書の場合の副出カードは、当該藩の城地があった現行市区町村の弘前市で作成する。これと関連して藩士（家中）文書の場合も同様とする。また、当館受託史料の板倉家文書（京都所司代板倉勝重の分流重種の後裔、板倉勝宏氏〔現東京都在住〕寄託）の場合、同家は寛永元年三河深溝（一万八千石）―寛永十六年三河中島（一万石）―寛文十二年下野烏山（五万石）―天和元年武蔵岩槻（六万石）―天和二年信濃坂城（五万石）―元禄十五年陸奥福島（三万石）―明治元年三河重原（二万八千石）と変移している。量的に大半は重原藩関係の史料であるが、少量ながらもそれぞれの地域に関する史料が散見されるので、副出カードは現行地名の愛知県額田郡幸田町―愛知県岡崎市―栃木県那須郡烏山町―埼玉県岩槻市―長野県埴科郡坂城町―福島県福島市―愛知県刈谷市で作成し、各カードの内容項目には当該藩関係史料で、現所蔵がどこであるかを明記する。

以上述べた副出カードは、**副**とカードの上部へ印してデータカードと判別可能にし、今後、所蔵関係等の移動があった場合、修正しなければならないのでデータカードの方にも**副**の印とともに副出先の地域名を明示して副出カードの変更に対応できるようにしてある。

④ カードの配列

カードの配列は、作成した情報を活用できるか否かを定める重大な要素である。いろいろな配列案が考えられたが、当館ではデータ・副出カードともに現行行政区画を基準として、具体的には「全国市町村要覧」（自治省行政局振興課編 第一法規発行）に準拠して北から配列することにした。各市区町村ごとの配列は、大字名の五十音配列とする。各都道府県名で作成したカード（例えば県史関係の目録で当該県に関する他府県所在の史料目録の場合は、当該県の特定地域を確定することができないので、県全体に関する史料としてカード化する）は、各県の最初に配列し、同様に市区町村名で作成したカードは、それぞれの市区町村の最初に配列する。これらのカードは副出カードであるので、内容の項目には史料の所在地、所蔵者名が明記されており、それに準じて北から順に配列する。

一件の史料を数次に亘り調査され（調査者が異なる場合や、同一調査者が追加調査をしている場合等）、それぞれ目録が作成されている場合、目録一冊ごとにカード作成しているので同一家が四・五枚のカードになることもある。例えば、神奈川県藤沢市には約四〇〇枚のカードが配列してあるが、前掲の「神奈川県史 別編2 資料所在目録」の藤沢市分は一四〇件である。この差は数次に亘る調査によるものである。これらのカードを一枚のカードにまとめる方が検索には便利であろうが、その際にも調査者や調査回数、及び出典は残さねばならない。

カード配列に関しては、行政区画の変更ごとにカード（副出カード共）の現地名を変更してその配列を修正することが面倒な問題として残されている。

⑤ 今後の課題

以上のような方法で史料所蔵者一件ごとのデータカードと、さらにその史料が関連する地域への副出カードを作成することにより、全国に及ぶ近世史料の所在情報の把握が可能となり、体系的に整理できると考えている。

また、最近研究が進められつつある近世史料の古文書学的研究にとっても、その前提ともなる基礎的作業である。

データカードの基礎となる史料目録の収集整備に向けて、関係諸機関との情報交換を行ない、それを定着させることが必要である。そのためには、少なくともまず各都道府県段階における然るべき機関で情報を確実に把握するための何らかの手段を講じることが必要とならう。

史料目録を基本にしたデータカード（副出も含）の作成は、第一にこの作業は恒久的に続けていかなければならないと同時に、基礎的データの作成はできるだけ短期間に完成させる必要がある。第二に、さらに重要なことは、この作業が恒久的に行なわなければならない故に、既調査分の追跡調査がぜひとも必要になってくる。特に「近世庶民史料所在目録」については、調査以来ほぼ三十年が経過している。したがって、今後の増加分も含め一定の周期を設けて追跡調査を行なうことも考えねばならない。

以上の作業が、一定の段階に達した時点で、例えば「近世史料所蔵者別全国一覧」などとして刊行し、同時にデータカード（副出も含）の閲覧公開体制の早期確立を図らなければならない。

さらに、今後蓄積される多量で多様な史料所在情報の迅速な検索が要求されることを考慮するなら、コンピュータ利用による情報検索システムの整備に取組む必要がある。

終りに、今後共関係諸機関、及び関係各位に対して一層のご理解とご協力をお願いする次第である。

〔付記〕

貴重な史料目録の調査と収集につき、多大なご協力をいただいた関係諸機関、ならびに館内研究会を中心に、貴重な助言、及びご協力をいただいた館員各位に対し、末筆ながら記して深甚なる謝意を表したい。

本年三月十一日、当館々長榎本宗次教授がその業半ばにして急逝された。生前、本稿で述べた作業に対し、今後の館業務の一環として積極的な理解を示され、大きな推進力となっていた。浅学な筆者にも常日頃激励いただきと共に、本誌に執筆をも勧められたが、その遺志を充分反映できなかったのはすべて筆者の責任である。心から哀惜の意を表し、百箇日の本日を期してご霊前に捧げたい。

(一九八二年六月十八日)